

自転車の「ながらスマホ」罰則強化！

令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化されました。11月になってもスマホで通話したり、画面を注視しながら自転車を運転する人を多く見かけます。歩行中や自転車、自動車運転中に怖い思いをされた方もいるのではないのでしょうか。「ながらスマホ」はスマホを手でもって画面を注視するだけでなく、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されています。（ただし、停車中は除く）

罰則内容は令和6年10月末までは「5万円以下の罰金」でしたが、11月以降は「6か月以下の懲役または10万円以下の罰金」と大幅に強化されました。さらに「ながらスマホ」に起因して交通事故を起こした場合は「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」となります。また自転車の酒気帯び運転だけでなく、酒気帯び運転の恐れのある者に酒類を提供すると「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」、自転車を提供、運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自分をその自転車で送るよう依頼して同乗すると酒類提供者に「2年以下の懲役または30万円以下の罰金」となります。ほかにも「傘さし運転」、「イヤホンやヘッドホンを使用して安全な運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態での運転」、「2人乗り」、「並列走行（並進可の表示あるところを除く）」もそれぞれ罰金が科せられます。

保険では自転車運転中に他人をケガさせたり、物を損傷させ、法的責任が生じた場合、「個人賠償責任保険」で対応いたします。弊社では自転車を運転する場合には「個人賠償責任保険」を必ずお勧めしていますが、保険はあくまで民事上の賠償責任（相手に対する治療費等）に備えるためだけであり、刑事上の責任（罰金等）には対応いたしませんのでご注意ください。

大人から学生、子供まで身近で便利な移動手段である自転車ですが、交通規則に則って周りの方や自分自身を守り、安全安心に使用したいものです。



ロイド かわら版

「あなたの介護をしてくれる人はいますか？」

自分の介護をしてくれる人がいる。



©日本Happy Ending協会

人生の最初と最後は、誰も人のお世話になります。老後、自立して生活できる時間が長くなればお世話になる時間＝介護される時間も少なくなります。

ひとくちに介護といっても、在宅介護、施設介護で、費用や周囲の人への負担や注意すべき点も大きく異なります。まず在宅介護の魅力には、住み慣れた家や土地で生活できる点があげられます。

また、施設介護よりも金銭的な負担が少ないことが一般的です。

ただし家族が仕事をしながら介護を行う場合、スキルや知識がないことも多く、負担は重くなりがちです。いつまで続くかわからない介護生活において、公的介護保険サービスや介護保険外の自費サービスなどをうまく活用し、家族の負担を分散させることが在宅介護を続けるポイントです。

しかし介護をしてくれる人がいない、足りない場合、介護される人が認知症の場合、在宅介護にも限界があり、施設入居の検討を余儀なくされる場合もあります。

では施設介護を確認してみましょう。

介護施設には公的なもの・民間のものがあり、入居条件は施設によって様々です。

考慮される条件は、介護度・年齢・必要な医療行為・保証人・資産状況などがあげられます。

24時間サポートが受けられますから、在宅介護と違って家族が安心できる選択肢となりますね。ただし民間施設では、入居費の支払いができなくなるとすぐに退去を求められます。また、施設の運営そのものに問題がある場合もあり、最近話題となった「見捨てられた老人ホーム」では、職員の給与未払いが原因で職員が退職。運営会社が突然施設閉鎖を通告するといった事態が発生しました。

良い施設を選ぶためには、元気なうちから施設を見学し、介護やケアの体制、設備、入居条件などを下調べし、比較しておくことが大切です！

ロイドでは「終活相談サービス」の提供もしております、担当者までお問い合わせください。

令和6年
冬号

発行所

保険代理店ロイド

今月の
社員紹介！

事務担当の紺野です。

ロイドに入社してまだ日は浅いですが、お電話で分かりやすくお話するように心がけています。

休日は子供のサッカーの応援などをして楽しく過ごしています。



〈取扱代理店〉

株式会社 保険代理店ロイド

（本社）TEL.0466-50-2510 FAX.0466-50-0749

（東京オフィス）専用フリーダイヤル.0120-047-087

（本社営業時間：月～金 9:00～17:00 東京オフィス：月～金 9:00～12:00）

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。



フリーランスの新しい法律が11月1日に施行されました

高度成長期以降、企業が定年まで雇い続ける、年功序列、終身雇用の維持が難しくなっています。転職や副業、自分のライフスタイルに合った働き方、キャリアアップを目指す「フリーランス」という働き方を選択する人も増えてきました。

そうした中、フリーランスとして働く人たちが取引上の問題やトラブルに直面することも少なくありません。そこで2024年11月「フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）」が施行されました。この新法では「取引先の適正化」「適切な就業環境の整備」をすることに言及しており、フリーランスが不当な扱いを受けずに安心して働くための環境を整えることが求められています。

この法律上で定義される「フリーランス」とは業務委託の相手方である事業者で、従業員を雇用しておらず、一人で収入を得るために委託者との間で契約締結をし業務を受注している者、原則として労働基準法などの労働関係法令が適用されない人たちが該当します。またフリーランスに業務を委託する企業は「特定業務委託事業者」となり、フリーランスに対して厳守すべき7つの義務が課されます。

- ①書面等による取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定期日内の支払い
- ③7つの禁止行為
- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

これらの義務については各関係省庁が担当しており、企業側の違反行為があった場合行政の調査や指導、必要処置についての勧告がなされる場合があります。検査や報告の拒否、悪質な違反行為には命令・企業名公表・罰金などが科される場合もありますから、企業側には取引の適正化が強く求められます。

フリーランスとして働いている方やこれから副業を始めようとしている方はこの「フリーランス新法」について知っておくことが重要です。万が一取引上で問題が生じた場合に備えての相談窓口も開設されています。下記QRコードの公正取引委員会HPからぜひ一度確認してみてくださいね。



* 公正取引委員会HPより

ユニバーサルデザインとは

「バリアフリー」とは障害のある人や高齢者が生活上で不便を感じる障壁（バリア）を除去する（フリー）という意味です。「バリアフリー法」では社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去する基準が設けられています。

ユニバーサルデザインとは障害の有無や年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が施設・製品・情報などに適応できるように「誰もが能力を意識せず、最初からできるだけ多くの人が使えるようにデザインする」という考え方で設計されたデザインのことを指します。

国土交通省でも誰もが暮らしやすい社会を目指すために「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、これを推進しながらよりよいバリアフリー社会の形成を目指しています。

建築、住宅、公共交通、まちづくり、大量生産の工業製品、職場環境、衣類、学校教育、海洋活動、色彩設計など、幅広い分野でこの考え方は受け入れられており、多くの自治体でもこれに積極的に取り組んでいます。

ユニバーサルデザインの7つの原則は以下の通りです。

- ①誰にでも公平に利用できる（公平性）
- ②使う上で自由度が高い（自由性・柔軟性）
- ③使い方が簡単ですぐわかる（単純性）
- ④必要な情報がすぐに理解できる（わかりやすさ）
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインである（安全性）
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できる（省体力）
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保する（スペースの確保）



身近にあるユニバーサルデザインとして「ピクトグラム（絵文字）」があります。特にオリンピック競技ごとに作成されたピクトグラムは話題になりました。他にもトイレ・避難経路・道路標識など、私たちは日常的にユニバーサルデザインに触れています。

自分や家族がこのデザインを今必要としていなくても、ケガや病気で、外国で、将来的に様々困ることがあるかもしれません。誰もが安全に暮らせる社会の実現のために、バリアフリーやユニバーサルデザインに目を向けてみてはいかがでしょうか。

〈取扱代理店〉



株式会社 保険代理店ロイド

（本社）〒251-0055 藤沢市南藤沢23-6 富士見ビル4F

TEL.0466-50-2510 FAX.0466-50-0749

（東京オフィス）〒166-0003 杉並区高円寺南4-26-16 芦野ビル4F

東京オフィス専用フリーダイヤル.0120-047-087

（本社営業時間：月～金 9:00～17:00 東京オフィス：月～金 9:00～12:00）

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店までお問合わせください。

